第10回 NPO法人会計講座

令和元年11月

こんにちは、宮崎県生活・協働・男女参画課です。

無事、節目の10回目に到達しました!!

さて、今回も減価償却について御説明しますが、

今回は、そもそも論で、なぜ減価償却を行う必要があるのか? ということについて、少し説明をいたします。

まず初めに、前回、減価償却は固定資産に対して行う会計処理と御説明しましたが、

そもそも企業が固定資産を所有する目的って何でしょうか?

建物 \rightarrow 住むため? 備品や機械 \rightarrow コレクションのため? \rightarrow 上部「 \times 」です! 車 \rightarrow ドライブするため?

答えは、事業活動のため (儲けるため)です!

パンを作る会社(A社)が、新商品(コロネ)を製造するための新機械を購入したという たとえ話で説明します。

◎コロネを製造する機械

購入日 令和元年4月1日 購入額 200万円 耐用年数 5年 20万円 残存価額

さて、この会社の令和元年度の事業年度が終わり、1年間の収支を計算すると、 コロネが500万円分売れていたことが分かりました。

このコロネを製造する機械の導入によって、A社は儲けたといえるのでしょうか?? →答えは、情報不足により不明です。。。 なぜ、情報不足かというと、コロネが500万円分の売れた事に対して、 新たにかかった費用の情報がないからです。

たとえコロネを販売することで、500万円売り上げが増えても、 一方で、光熱費やら、人件費やらパンの材料やらがかさんで、 費用が600万円増えてしまったら、結局、会社としては、100万円の赤字ですよね。

収益だけではなく、かかる費用も分からないと、儲かったかどうか判断ができないのです。

ですので、会計には「費用収益対応の原則」というルールがあります。

損益計算書に<u>収益をあげるときは、</u> かならず、対応する費用を計上しないといけないというルールです。

でないと、利害関係者が、通知表である損益計算書を見る際に、結局儲けたのか、損したのか正確な判断ができませんよね。

さて、さきほどのA社の話に戻りますが、500万円の売り上げに対する費用について、

光熱費とか、人件費とか、パンの材料の購入などの費用については、 費用が発生する都度、仕訳(会計処理)を行うので、 それらの費用は、損益計算書にそのまま反映されます。

例えば5月分の水道光熱費の支払った場合は、支払った時点で次の仕訳を行うので、

水道光熱費 10,000 / 現金 10,000

年度終了時点で、損益計算書に費用が反映されているわけです。 損益計算書

(借方) (貸方)

(費用の部) 水道光熱費 10,000 (利 益) では、コロネの製造のために、200万円支払って機械を導入しましたよね。この200万円の出費についてはどうでしょう?

機械を購入した際に、次の仕訳を行いますので、 年度終了時点では、貸借対照表に 200 万円の資産として反映されています。

機械導入時の仕訳(現金で200万円の機械を導入した。)

機械 2,000,000 / 現金 2,000,000



反映されている

貸借対照表

 (借方)
 (貸方)

 (資産の部)
 (負債の部)

 機械 2,000,000
 (純資産の部)

しかし、このコロネを製造するための200万円の機械代の支払いは、 「ある意味、コロネを製造するのためのコスト」と捉えることもできます。

> じゃあ、資産じゃなくて 費用なんじゃない??



ですので、

この200万円の機械を、コロネ製造にかかる費用として、

耐用年数(5年間)にわたり、毎年度、決算時に、

貸借対照項目である「資産」から、損益計算書項目である「費用」に振り替えて、 各年度の売上(収益)と対応させることが減価償却を行う意味なのです。

(5年間にわたり、毎年度行う決算整理仕訳)

減価償却費 360,000(※) / 機械 360,000

機械(資産)を費用に振替える。

(※) 200 万円 - 20 万円 (残存価額) ÷ 5 (耐用年数)

いかがでしたでしょうか? 今回はここまでにします。

おつかれさまでした☆